

平成30年12月定例会 予算特別委員会 次第 第2日

平成30年12月19日(水)

1. 議案上程(議案第90号から第100号まで)

分科会報告、質疑、討論、表決

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席委員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	畠山隆之
副事務局長	杉本一也
主席主査	三浦大作
主査	吉田平

説明のため出席した者

市長	菅原広二	副市長	笠井潤
教育長	栗森貢	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	船木道晴	市民福祉部長	柏崎潤一
観光文化振興部長	藤原誠	産業建設部長	佐藤透
教育次長	目黒雪子	企業局長	木元義博
企画政策課長	八端隆公	総務課長	山田政信
総務課危機管理室長	三浦幸樹	財政課長	田村力

税 務 課 長	原 田 徹	税務課債権管理室長	佐 藤 淳
福 祉 課 長	小澤田 一 志	介護サービス課長	平 塚 敦 子
生活環境課長	伊 藤 文 興	健康子育て課長	伊 藤 徹
観 光 課 長	清 水 康 成	男鹿まるごと売込課長	菅 原 章
文化スポーツ課長	鎌 田 栄	農 林 水 産 課 長	武 田 誠
建 設 課 長	畠 山 喜 美	病院事務局長	菅 原 長
会 計 管 理 者	菅 原 信 一	学校教育課長	加 藤 和 彦
監 査 事 務 局 長	鈴 木 健	企業局管理課長	太 田 穰
上 下 水 道 課 長	真 壁 孝 彦	ガス工務課長	鈴 木 博
選 管 事 務 局 長	(総務課長併任)	農 委 事 務 局 長	(農林水産課長併任)

○委員長（笹川圭光君） おはようございます。

会議に入る前に皆様にお諮りいたします。秋田魁新報社から傍聴したい旨、申し出があります。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

午前10時00分 開 議

○委員長（笹川圭光君） これより予算特別委員会を再開いたします。

本日の議事に入ります。

議案第90号から第100号までを一括して議題といたします。

この際、分科会における審査の経過について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務分科会委員長の報告を求めます。12番進藤優子さん

○総務分科会委員長（進藤優子君） おはようございます。

総務分科会で審査いたしました議案第90号平成30年度男鹿市一般会計補正予算第5号の条文、歳入全款、総務分科会所管に係る歳出及び所管事項について、審査の経過をご報告いたします。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

第1点として、過疎地域自立促進基金債の内容について質疑があり、当局から、起債の目的は、今後予定されている公共施設等総合管理計画の維持補修事業などに充てる将来の財源として、過疎対策事業債ソフト分限度額から当該年度事業に充当した額を差し引いた残額を基金として積み上げるもので、平成32年度まで積み上げる計画であるとの答弁がありました。

第2点として、市単独運行バス事業の債務負担行為限度額1億5,500万円の積算根拠について質疑があり、当局から、市単独運行バスとして運行を予定する市内8路線の委託金額の見積徴取をしたところ、概算で五里合線2,900万円、男鹿中線440万円、安全寺線1,310万円、入道崎線840万円、加茂青砂線1,870万円、男鹿南線2,990万円、船越線2,160万円、潟西線2,970万円という結果に基づき債務負担行為を設定したとの答弁がありました。

第3点として、男鹿版DMO推進事業などに係る地方創生推進交付金の交付決定により、地域振興基金繰入金が減額されているが、どのような仕組みとなっているのかとの質疑があり、当局から、男鹿版DMO推進事業の財源として、当初は地域振興基金に財源を求めていたが、同時に地方創生推進交付金の申請も行っており、それが確定したことに伴う財源振替であるとの答弁がありました。

第4点として、高齢者住宅事業債及び障害者住宅整備事業債の減額理由について質疑があり、当局から、当初予算では対象事業を見込んでいたが、6月末の申請締切までに申請者がいなかったことによる減額である。毎年当初は予算措置しているが、申請者がいない状況が続いている。来年度予算編成に当たっては、必要性を改めて検証することとしているとの答弁がありました。

第5点として、男鹿地区消防一部事務組合負担金の増額理由について質疑があり、当局から、人事委員会勧告に基づく職員給与の増額、本署暖房用ボイラー交換及び泡消火薬剤処理にかかわる代理人交渉の弁護士費用、泡消火薬剤の成分検査手数料等により増額するものであるとの答弁がありました。

これに対し委員より、泡消火薬剤流出事案については、消防一部事務組合での出来事であるが、本市への負担金が求められる。もっとスピード感をもった対応をするよう、消防一部事務組合へ強く要請すべき事案であるとの意見がありました。

第6点として、除雪費について、財政が厳しい中でどのような分析をして予算査定

を行っているのかとの質疑があり、当局から、例年当初予算では約9,000万円を計上しており、これについては重機の整備や初期の除雪出動への対応として措置している。その後、状況に応じて追加補正で対応することとしている。予算査定では出動回数等に関する事情聴取は行っていないとの答弁がありました。

これに対し委員より、予算編成において、担当部局に前年度予算等の一定割合削減を指示して減額させるやり方には限界がある。もっと内容を分析し、できることとできないことの把握に努め、担当部局に対案を示すような査定をすべきだとの意見がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、男鹿駅周辺土地利用基本計画について、当局から、現在、本計画策定業務の受託業者と最終的な取りまとめを行っている最中であるが、さまざまな分野で変化のスピードが早い現在において、すべてをフルメニューでの整備については、イニシャル、ランニング双方のコストの面で非常にリスクが高くなるため、最初は既存のものをリノベーションしながら整備したいと考えている。今後は、この計画の中で示した構想をベースに、総務委員会等で協議を続けながら用地等の購入及び基本設計の予算化に向けて取り組むとの報告がありました。

報告に対し委員より、男鹿駅周辺整備における民間活力活用について質疑があり、当局から、具体的には決まっていないが、広場の芝生や旧駅舎の管理等、コストを要する部分については、PFI等を導入できないか調査している段階である。また、旧駅舎のリノベーションについては、基本的な修繕・整備等は市が行い、実際に活用するための整備は民間事業者が主体となり行うことを考えているとの答弁がありました。

さらに委員より、本市における新男鹿駅の位置付けについて及び駅前へのホテル誘致について質疑があり、当局から、男鹿観光の玄関口として男鹿駅とオガーレの間の空間は、観光客にとっても魅力的な空間になり得ると考えている。男鹿駅周辺の本来持つ求心力が戻れば、船川商店街もにぎわうと考えている。また、駅前にホテルがないのは誘客する上で不利であるため、ホテル誘致等の働きかけはしているが、なかなか進出していただけない。このため、安価で泊まれるゲストハウス等の整備について検討していきたいとの答弁がありました。

第2点として、男鹿市地域公共交通網形成計画について、当局から、現状の交通資

源を最大限活用し、地域の移動に対するニーズと提供するサービスのバランスを勘案した、できる限り効率的な公共交通システムの構築を目指している。

検討している主要施策は、市街地に乗り入れる路線バスを利用した町なか巡回システム、地域の需要に対応したデマンド型乗合バス・タクシーの導入、地域が主体となって運行する交通の提案・支援、均一運賃等、使いやすい乗車システムの導入、総合時刻表等の作成、案内表示の改善、観光二次交通等、ほか分野の施策との連携などであるとの報告がありました。

報告に対し委員より、多額の費用をかけているにもかかわらず「空気を運んでいる」等の批判がある。もっと切り込み、行政の役割の再確認、市内業者との連携等、今までとは違った形で運行することで多額の経費を削減できるのではないかとの質疑があり、当局から、今年度末に男鹿市地域公共交通網形成計画が完成する。その中で経費を最大限抑えたいという思いもあるが、一方で、一定金額をかけても市民に喜んでいただければ、その支出は有効な支出であるとの思いもあるとの答弁がありました。

さらに委員より、生活バス路線と観光二次交通は切り離して考えるべきではないかとの質疑があり、当局から、男鹿市地域公共交通網形成計画は、さまざまな地域公共交通モードを含んでいるが、主は生活バス路線である。現在、観光部門で実施している「なまはげシャトル」は、引き続き観光部門で管理していただいた上で、乗り継ぎ等により生活バス路線の利用が有益な観光客には活用していただければと思っているとの答弁がありました。

さらに委員より、バス停配置のあり方について質疑があり、当局から、一部路線についてフリー乗降の設定を検討している。フリー乗降とすることで利用者の利便性確保は図られると考えているとの答弁がありました。以上で総務分科会の報告を終わります。

○委員長（笹川圭光君） 次に、教育厚生分科会委員長の報告を求めます。1番中田謙三君

○教育厚生分科会委員長（中田謙三君） 教育厚生分科会で審査いたしました市民福祉部、みなと市民病院及び教育委員会の予算及び所管事項について、審査の経過をご報告申し上げます。

この際、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

第1点として、介護保険特別会計における現在の財政調整基金残高について質疑があり、当局より、出納閉鎖後に平成29年度決算剰余金の2分の1を下らない額として5,700万円を積み立てし、その時点での基金残高は1億6,731万4,774円でありました。今回、平成29年度介護給付費及び地域支援事業費の精算において、超過交付となった国・県への返還金に充てる繰越金等に不足が生じたため、1,500万6,000円を取り崩し、取り崩し後の残高は1億230万8,774円となるものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、財政調整基金においては、介護保険料の引き上げを抑制するために活用していただきたいが、今後の保険料の見通しについて質疑があり、当局より、第7期男鹿市老人福祉計画、介護保険事業計画のもと、保険料の上昇を抑制するため、基金を1億1,000万円取り崩すこととしている。

本年は今期計画の初年度であるが、最終年限の平成32年度までは、今期計画の範囲内で推移するものと見込んでいるとの答弁があったのであります。

第2点として、配食サービス事業業務の減額補正及び次年度の債務負担行為限度額の積算根拠について質疑があり、当局より、配食サービス事業は1食500円で週2回実施しているものである。利用実績は、平成28年度は延べ6,293食、平成29年度は延べ6,241食、今年度は実績見込みとして、延べ5,289食と減少傾向にあることから、238万3,000円を減額補正としたものである。

なお、次年度の債務負担行為の設定については、本業務は4月1日から継続的に行う必要があることから、平成30年度中に公募により委託業者を決定し、契約を締結するものであり、限度額の設定については、今年度の実績見込み、延べ5,289食を積算根拠としたものであるとの答弁があったのであります。

第3点として、みなと市民病院事業会計において、資本的収入で国・県補助金を追加補正した要因について質疑があり、当局より、人工呼吸器の更新に当たり、「新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備費補助金」の活用により、当初は1台の割り当てを見込んでいたところ、2台が採択になったものである。なお、補助割合は100パーセントであり、2台合計414万8,000円が充当されているとの答弁があったのであります。

第4点として、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計において、「は

り、きゅう、マッサージ補助金」の事業内容について、質疑があり、当局より、はり、きゅう、マッサージの施術については、医師から必要と認められた方は、医療保険の対象となるものである。本補助金の対象となる方は、医療保険が対象とならない方で、年6回、1回1,000円を補助するものであり、健康増進に資する事業であり、利用者も増加傾向にあるとの答弁があったのであります。

次に、所管事項であります。

第1点として、みなと市民病院の4月から10月までの収支状況及び11月までの患者数について報告があり、収支状況では、収益合計15億1,985万2,000円で、前年度と比較し3,157万3,000円の増収であるが、一般会計からの繰入金の一部の受け入れ時期が前年度より早まったため、現時点では増収となるものである。費用合計は12億9,439万3,000円となり、前年度と比較し5,122万2,000円の減収となる。

この結果、経常収支及び純損益は2億2,545万9,000円の黒字となり、前年度との比較では8,279万5,000円の増益となるが、これは一般会計繰入金の影響によるもので、実質前年比は272万8,000円の減益となるものである。

11月までの患者数については、入院患者数が延べ2万7,522人で、前年度と比較し、2,484人の減少、外来患者数は延べ5万2,384人で、前年度と比較し、1,314人の減少となっているとの報告があったのであります。

この報告に関し、委員より、人口減少に加え、地理的な条件、年々減少する一般会計繰入金など、経営が好転する兆しが見い出せない現状を打開するためには、専門的な知識・能力を持った外部からの知恵を取り入れた中で、今後の方向性を見出す時期にきているのではないかとの質疑があり、当局より、公益社団法人全国自治体病院協議会に経営診断を依頼しており、専門的な見地からの指導・助言をもとに、今後の経営方針を検討してまいりたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、市民の暮らしと命を守る自治体病院として、安定した経営につながるよう、一般会計繰入金の増額を財政当局と協議していただきたいとの意見があったのであります。

第2点として、当局から男鹿市健康診査費用徴収要綱の改正について報告があり、健康診査を委託している秋田県総合保健事業団が、来年度からの「がん検診」の料金

を改定することに伴い、健診項目ごとの徴収料金について、負担割合の均等化を図るとともに、免除対象者の見直しを行うものである。

また、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、これまで実施していた「前立腺がん検診」を廃止するものであるとの報告があったのであります。

この報告に関し委員より、料金改定に至った経緯及び料金改定により懸念される受診率の低下について質疑があり、当局より、健診項目ごとに費用を精査したところ、自己負担の割合が著しく高い項目と低い項目があるため、負担割合を一律30パーセントに統一したものである。

また、懸念される受診率の低下については、これまで納付金免除対象者について、身体障害者手帳を受けた方のうち、年齢や等級で制限していたものを身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の交付を受けた方の全員を免除することにより、納付金免除者の拡充を図るほか、受診勧奨などさまざまな方法により受診率の向上に努めてまいりたいとの答弁があったのであります。

第3点として、先日、国会で入国管理法改正案が可決・成立し、今後、外国人労働者の受け入れが拡充される中、外国人労働者の国民健康保険への加入が増大し、また、滞納となる恐れが危惧されるが、現在の男鹿市における外国人の国民健康保険加入者数及び滞納となった場合の収納担当課との連携について質疑があり、当局より、現在、男鹿市に住民登録のある外国人のうち、9名が国民健康保険へ加入している。国民健康保険の加入者は、婚姻による永住者などで、就労目的で入国している外国人は、多くの場合は被用者として社会保険に加入している。

収納担当課との連携については、滞納が発生した場合に国民健康保険の資格情報などについて、情報共有するなど連携を密に対応してまいりたいとの答弁があったのであります。

第4点として、国の臨時交付金を活用した小・中学校へのクーラー設置について、市からの財政支出、想定される稼働率、設置後のランニングコストなどを考慮した結果、申請を断念されたが、近年は地球温暖化による予測をしにくい気候となっており、教育現場の環境改善について見解を伺うとの質疑があり、当局より、今回の国の臨時交付金の活用については、市の財政状況など総合的な判断のもと、申請を見送ったも

のである。

現在、市の教育現場では、平成32年度から始まる次期学習指導要領にICTを活用した学習が予定されているにもかかわらず、タブレットや電子黒板など、学習環境の整備が不十分な状況である。エアコンの設置より優先して解決すべき課題があるため、ご理解をいただきたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、エアコンの設置については、県内自治体の対応もさまざまで、市民の関心も高まっている。教育委員会におかれては、気象データや室内温度の調査、熱中症対策など、市民や教育現場、保護者の方々に対する理解と共通認識を持ちあわせていただきたいとの意見があったのであります。

以上で教育厚生分科会の報告を終わります。

○委員長（笹川圭光君） 次に、産業建設分科会委員長の報告を求めます。7番船木正博君

○産業建設分科会委員長（船木正博君） おはようございます。

産業建設分科会で審査いたしました観光文化スポーツ部、産業建設部、農業委員会及び企業局に係る関係予算及び所管事項について、審査の経過を報告いたします。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑のありました主な点についてであります。

第1点として、道路維持費の手数料から工事請負費へ500万円を組みかえる内容について質疑があり、当局より、手数料を前年度比500万円増額した予算措置としていたが、側溝清掃、土のう設置等例年並みの執行状況である。今後の除雪作業により道路舗装の傷みが想定されることから、工事請負費へ組みかえるものであるとの答弁がありました。

第2点として、市営住宅の入居状況と修繕対応について質疑があり、当局より、市営住宅435戸のうち376戸入居している。空家59戸のうち政策空家が31戸となり、入室可能で空家となっているのは28戸である。修繕については、入居者から要望があった際に現地調査の上、対応しており、年間150件ほどである。高齢の方ほど遠慮する例が見受けられるので、納付書を発送する際に案内するなど、よりよい対応を検討していきたいとの答弁がありました。

第3点として、上水道事業会計の手数料に係る消費税の誤徴収について、委員より、

資料となる台帳は、過去10年以前のものも存在しているとのことだが、10年間分を返還するとしている理由について質疑があり、当局より、台帳の保存年限は10年となっているが、現在、平成元年分まで台帳は存在するものの、一部ないものもある。このことにより、台帳がないものについては返還できない状況にあるため、本市においては、公平性の観点から、顧問弁護士の見解を参考とし、民法の規定にのっとり過去10年間分を返還したいと考えているところであるとの答弁がありました。

さらに委員より、合併時まではすべて台帳があるにもかかわらず、過去10年間のみの返還とするのは、道義的に疑問がある。誤りは事実であるので、台帳がすべて保管されている合併時点まで遡及し返還すべきでないかとの質疑があり、当局より、誤徴収の返還義務については、十分認識している。台帳がすべて保管されている合併時まで返還する場合、合併時の直近で資料が残っている人などとの公平性が保たれなくなる。さきの産業建設委員会協議会での、合併時まで遡及し返還すべきとのご意見や議会全員協議会でのご意見は重く受けとめているが、公平性の観点を踏まえ、協議したものであるとの答弁がありました。

以上が質疑のありました主な点であります。

上水道事業会計の手数料に係る消費税の誤徴収については、委員から「返還するに当たり、資料となる台帳が確実に存在する合併時を基準にすることが、公平性が保たれる」との意見が多く、遡及返還の10年間分に加え「合併時の平成17年3月22日まで遡及した返還額を、3月補正予算に計上すべき。」との意見がありました。

次に所管事項についてであります。

第1点として、当局より、「男鹿のナマハゲ」がユネスコ無形文化遺産登録されたことに関連した観光の取り組みについて報告があり、報告に対し委員より、ユネスコ登録を契機としたPRについて質疑があり、当局より、昭和男鹿半島インターチェンジ付近、船越の総合観光案内所、市庁舎に看板やのぼり旗を設置している。また、JR東日本のご好意で、男鹿駅と秋田駅に横断幕等を設置していただいているとの答弁がありました。

さらに委員より、西海岸の観光振興の観点から、門前のなまはげ立像付近にも看板等が必要ではないかとの質疑があり、当局より、船越の総合観光案内所については、男鹿への玄関口であるため、より多くの方が目にすることが予想されること。また、

市庁舎は行政機関の拠点施設であることから、それぞれ看板を設置したものである。今後、看板等の設置予定はないが、意見を踏まえ、より効果的な案内等を検討していきたいとの答弁がありました。

第2点として、当局より、「大潟村への水道水供給に係る協議会」の開催について報告があり、報告に対し委員より、双方の考えがあると思うが、今後の進め方について質疑があり、当局より、平成22年に大潟村から水道水供給について依頼があり、協議が始まったものである。その後、協議会では、若美浄水場からの供給について協議してきたところであるが、平成26年2月以来、開催していない状況にある。

このため、協議会の早期開催に向け、これまでの課題等について調整に努めてきたところである。協議会の開催は、来年1月上旬を予定しており、安定した水道水供給のあり方について協議することとしているとの答弁がありました。

以上で、産業建設分科会の報告といたします。

○委員長（笹川圭光君） これより分科会委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。15番三浦利通君

○15番（三浦利通君） 私から、船木産建の委員長さんにお尋ねをいたしますけれども、ご案内のようにオガールが7月オープンされて、今12月ですから概ね半年を迎えようとしておりますけれども、まず、オガールの施設の目的というのは、基幹産業を活性化させたいというような、要するに観光とか農業とか漁業を何とか元気にさせたいというようなそういう考え方が主流にあったわけですけども、現状においてその辺について産建の委員会として、どうやり取りがもしあったとすればそれをちょっとお聞かせください。

あわせて、一般質問等の中にもありましたとおり、今年は農業関係が気象災害等によって相当のやっぱり被害額が今出てきておると。どうも漁業についても相当マイナス、減収が予想されるというようなそういう状況の中で、このあとそういった対応策というのは、どうすべきかというような議論もあったのかどうかお聞かせください。

○委員長（笹川圭光君） 7番船木正博君

○産業建設分科会委員長（船木正博君） オガールについての特に今回はそういった意見はありませんでした。

最後の方も、今回は特別ございませんでした。

○15番（三浦利通君） 委員長、終わります。

○委員長（笹川圭光君） 15番三浦利通君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。9番小松穂積君

○9番（小松穂積君） 総務委員長に一つと、それから産業建設委員長にお願いします。

総務委員長には、消防一部事務組合での泡の処理問題が出て、今回も補正のところでも要請をされたというふうなことであります。消防の方の関係でありますから、あまり深く掘るといことはできないと思いますけれども、先ほどの報告では、議会側から早めに報告をしてもらいたかったというふうな意見があったということでもありますけれども、中身について委員長あれだったっすかな、こういう事故で、処理費用このくらいかかって、男鹿市としてはそのうちの通常の按分分あるので、その分をとというふうな話をされたましたかどうかということでもあります。

それから、産業建設委員長には、大潟村への水道水供給のことが出ておりましたが、平成26年以降、まず開催なかったというような話ですけれども、もしかしていろいろな諸事情があったかとは思いますが、委員長にお尋ねしますので、大潟村への水は、やっぱり男鹿市としてはやらないつもりでいるのか、やろうとしていたのか、この質疑の中でですね、協議会再開ということは、そちらにというふうな考え、大潟村への供給というふうには考えられるところですけど、その辺についての議論について、委員長が報告以外に議論されたものがありましたらお知らせ願いたいということです。

○委員長（笹川圭光君） 12番進藤優子さん

○総務分科会委員長（進藤優子君） 消防の泡の件についてですけれども、総体的な金額とかはなくて、今回補正で出ている金額に対しての弁護士費用であったりとかという部分ではございましたが、今、話し合いをしている段階ですけれども、その金額的な部分でなくて、これからどうということの結論は出ていないという話、それは出ていましたけれども、詳しい金額についてはございませんでした。

○委員長（笹川圭光君） 7番船木正博君

○産業建設分科会委員長（船木正博君） 大潟村への水道水供給についてお答えします。

平成22年から26年までの間になぜなかったというのは、行き詰まったと思いますけれども、その辺の詳しい事情はわかりません。聞いていませんが、新たな意見で、これから審査していく三つの案が示されました。第1案で、若美浄水場から1日最大

2, 130立方メートルを供給する、これは従前からの案であり、1案としてありました。第2案で、これ新案ですけれども、根木浄水場と若美浄水場のブレンド水を1日最大2,000立方メートルを供給する、これが第2案として示されております。第3案として、これも新案でございます、若美浄水場から1日最大1,000立方メートルを供給し、不足する水量は大湊村の浄水場を稼働し、確保すると、そういうことが幹事会で以前からの供給方法を第1案として、また新たに第2案と第3案として協議を進めていくと。今後、この第2案と第3案を協議会に提案し、三つの案について審議いただくため、協議会を開催するものでありますという説明がありました。以上です。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。

○9番（小松穂積君） ありません。

○委員長（笹川圭光君） 9番小松穂積君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより採決いたします。議案第90号から第100号までを一括して採決いたします。本11件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） ご異議なしと認めます。よって、本11件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員長報告については、当席にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は当席に一任されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午前10時44分 閉 会